

# バリアフリー新法による特定路外駐車場の技術的基準チェックリスト

様式名 チェックリストB

駐車場の名称	チェックした日	設置者	
駐車場の位置		担当者	
項目		判定した理由・根拠	適合○ 不適合× 非該当—
路外駐車場車いす使用者用駐車施設に関する基準(国土交通省令112号第二条)			
	車いす使用者用駐車施設を1台分以上設置	台数( )台設置	
	幅は350cm以上	幅( )cm	
	車いす使用者用駐車施設の表示		
	車いす使用者用駐車施設は路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設置		
路外駐車場移動等円滑化経路に関する(国土交通省令112号第三条)			
経路の基準	路外移動円滑化経路を1以上設置		
	路外移動円滑化経路上に段を設けない(傾斜路を併設する場合を除く)		
	路外移動円滑化経路の出入り口の幅は80cm以上	幅( )cm	
	路外移動円滑化経路の幅は120cm以上		
	50m以内ごとに車いすが回転できるスペースを設ける		
※傾斜路を設ける場合	段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上	幅( )cm	
	勾配は1/12を超えない。但し高さが16cm以下のものは1/8を超えない。	勾配( )	
	高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。		
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜路部分には手すりを設置		
特殊装置の特例(施行令第15条)			
	特殊装置を用いる場合、その装置が国土交通省令112号第二条および第三条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める場合においては、これらの適用はしない。 ※該当する場合、国土交通大臣の認定証の写しを添付		